

165

平成十四年七月二十六日提出
質問第一六五号

政府保証に関する質問主意書

提出者
長妻昭

政府保証に関する質問主意書

一 政府保証がついていない民間から特殊法人に対する融資（当融資と呼ぶ）に関してお尋ねする。

1 特殊法人ごとに現在の当融資残高総額と、当融資元の民間法人名（当融資残高ごとに）をお示し願いたい。

2 当融資をしている民間法人が金融機関の場合、その特殊法人への当融資に関して、債務者区分、債権分類は例外なく正常先と第一分類か。

3 当融資をしている民間法人のうち、特殊法人への当融資を合計して、融資残高の多い順に十の民間法人の名称とそれぞれ特殊法人への融資残高総計をお示し願いたい。

4 金融庁は、特殊法人向け当融資が、一部でも回収不能になることは全く無いと考えているのか。

5 金融庁は、特殊法人向け当融資は、政府が全額保証していると認識しているのか否か。
認識していないのであれば、なぜ、2のようなことになるのか。

6 国は当融資を全額保証しているのか。

保証していないとすれば、融資返済不能になった場合は、どのような措置が講じられるのか。

- 二 特殊法人の財投機関債は、政府保証があるか。
 - 三 地方自治体が民間から融資を受けている場合、その融資は、国が保証しているのか。
保証していないとすれば、融資返済不能になった場合は、どのような措置が講じられるのか。
 - 四 地方自治体が出す地方債は、政府保証があるのか。
- 右質問する。